

下 総 第 1 1 号
令和4年(2022年)1月6日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年6月1日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

環境部廃棄物対策課
環境部クリーン推進課
消防局 総務課、警防課、豊浦西消防署及び豊浦東消防署

環境部廃棄物対策課について

[指摘事項]

- (1) 下関市手数料条例、下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例に規定された廃棄物対策課が所管する手数料を令和2年10月から窓口で徴収しているが、これらの収入に係る調定（事後調定）を行っていない。下関市会計規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の監査の指摘を受けて、調定処理を行っていない令和2年10月以降の窓口で徴収した手数料について、調定処理を行った。また、令和3年度分についても、12月分まで調定済みである。今後、調定処理漏れのないよう、下関市会計規則の規定に基づき、適正に事務処理を行う。

環境部クリーン推進課について

[指摘事項]

- (1) 指定ごみ袋処理手数料及び粗大ごみ等処理手数料の未収に係る債権管理において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。

ア 債権管理簿が作成されていない。

イ 履行期限から長期間が経過しているが、督促を行っていない。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、以下のとおり措置した。今後は、下関市債権管理条例等に基づき、適正な債権管理に努める。

ア 令和3年5月に債権管理簿を作成した。

イ 督促を行っていない2件のうち、1件について下関市債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき、令和3年7月に督促状を送付した。残る1件は、既に納入義務者の破産手続きが終了しているため、督促が出来なかった。

[指摘事項]

- (2) 所管課は、大量の台数の車両（令和2年度時点でパッカー車33台をはじ

め合計63台)を保有しているが、その管理が適切になされているとは言い難い状況であった。不適切な事例としては、自動車台帳及びじん芥収集車等台帳が更新されていないこと、じん芥収集車等運転作業日報がデータで管理されており、車両管理者が確認した形跡がないこと、1台のじん芥収集車等であっても、業務の種類によっては当該日報ではなく管内出張命令簿兼運転管理日誌を作成し、これを業務に応じた別の冊子に綴っているため、日々の連続性が途切れ、走行距離に数十キロメートルの記載もれが生じていることなどである。必要に応じて関係課と協議し、保有する車両を適正に管理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、令和3年9月2日に自動車台帳及びじん芥収集車等台帳の更新を行った。また、令和3年5月10日より、じん芥収集車の「車輛運行実績表」に車両管理者配車確認印欄を設け、当日の午前・午後の配車状況を確認の上、車両管理者が押印することとし、車両については、パソコンでの日報管理から、紙の日報を毎日綴じるファイルを各車毎に作成し、前日との齟齬がないように管理することとした。なお、日報については、各日車両管理者が確認後、備考欄に1枚ずつ押印する。今後も、下関市庁用自動車管理規則に基づく適正な車両管理に努める。

消防局

総務課、警防課、豊浦西消防署及び豊浦東消防署について

[指摘事項]

(1) 印紙類の管理について、以下の不適切な取扱いが見受けられた。

ア 新車購入時における自動車重量税印紙や救急救命士免許申請等の手数料を支払うための収入印紙等の受払が、管理帳簿に記載されていなかった。

(総務課)

イ 車検における自動車重量税印紙は、総務課が購入し、これを消防局内の車検の窓口となる各部署に渡しているが、印紙の管理帳簿は総務課にしか備えられておらず、また、管理帳簿に記載された日付は総務課が印紙を車検の窓口となる部署へ渡した日のみである。そのため、総務課が印紙を購入した日や、車検の窓口となる部署が車検業者へ印紙を渡した日が不明であった。(総務課、警防課、豊浦西消防署、豊浦東消防署)

印紙類の管理帳簿には受払の都度、明確にこれを記載し、常に現在の状態を明瞭にされるよう適切な事務処理を行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、令和3年8月以降、印紙等の全ての受払について、その都度、管理帳簿に記載することとした。

また、印紙等の購入から受払及び使用までの流れを明確に記載することが出来るよう管理帳簿の見直しを行うとともに、各所属で印紙等を取り扱う場合は印紙等の種類別に管理帳簿を備えるよう改善した。